

## 令和3年第6回弘前市教育委員会会議録

日時 令和3年5月20日(木)  
午後3時

場所 中央公民館岩木館 大研修室

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 仮席次の指定
- 4 席次の決定
- 5 会議録署名者の指名
- 6 会期の決定
- 7 臨時代理の報告  
報告第4号 臨時代理の報告について  
(弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の施行に関する  
教育委員会規則の一部改正について)
- 8 議案の審議  
議案第11号 史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の委嘱について  
議案第12号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱につ  
いて  
議案第13号 弘前市指定文化財の指定について
- 9 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 齋藤 由紀子 委員、4番 村谷 要 委員、  
5番 日景 弥生 委員

### ◇欠席委員

3番 柿崎 良樹 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監 横山 晴彦、教育総務課長 菅野 洋、  
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、  
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長補佐 竹内 守康、  
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、  
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 石岡 博之、文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課総務係長 藤田 真徳

---

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和3年第6回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議の進行にあたり、仮の席次を指定いたします。ただいまご着席の席次を、仮の席次として指定いたします。次に、席次を決めたいと思います。席次の決定は、弘前市教育委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、くじにより行います。くじを引きましたら、署名欄にご署名願います。

（くじ引き）

○教育長（吉田 健） くじの結果、席次は次のように決定いたしました。2番 齋藤由紀子 委員、3番 柿崎 良樹 委員、4番 村谷 要 委員、5番 日景 弥生 委員、この席次でご着席願います。暫時休憩いたします。

（休憩、席の移動）

○教育長（吉田 健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会議録署名者に4番 村谷 要 委員と5番 日景 弥生 委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件、議案が3件となっております。

・報告第4号

○教育長（吉田 健） 報告第4号 臨時代理の報告、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 報告第4号 臨時代理の報告、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

補助金の交付に関する規定の整理及び押印の見直しに伴う弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の施行に関する教育委員会規則の所要の改正について、その事務処理に急を要したため臨時代理したものです。一部改正の内容は、添付の新旧対照表等を併せてご覧ください。

（以下、資料により説明）

説明は、以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、報告第4号は承認されました。

・議案第11号

○教育長(吉田 健) 議案第11号 史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小山内一仁) 議案第11号 史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

提案理由は、整備指導委員会委員のうち、地元町会を代表する者に異動がありましたので、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、補欠の委員を委嘱しようとするものです。委嘱期間は、前任者の残任期間ということで、委嘱の日から令和3年12月2日までということになっております。委嘱する者の氏名等、現在の委員の名簿については、添付の参考資料をご覧ください。

(以下、資料により説明)

説明は、以上です。

○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 議案第11号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は可決されました。

・議案第12号

○教育長(吉田 健) 議案第12号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小山内一仁) 議案第12号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

提案理由は、審議会委員のうち、関係地域の代表者、関係行政機関職員に異動がありましたので、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例第11条第3項の規定により、補欠の委員を委嘱しようとするものです。委嘱期間は、前任者の残任期間ということで、令和4年10月31日までということになっております。委嘱する者の氏名等、現在の委員の名簿については、添付の参考資料をご覧ください。

(以下、資料により説明)

説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 5番（日景弥生委員） 質問ではないのですが、たしか何回か前のこの委員会でも、委員の中に占める弘前市の関係者が多すぎるのではないかという意見があったように思っています。審議会の位置づけということを考えると、市の職員として出席している以上は、市の立場に立って意見をいうことになるかと思えます。そうなってくると、客観的な意見、あるいは個人としての意見というのはなかなか言えない状況にあると思われまので、今後この審議会の委員について、是非検討する場を設けていただければと思っています。今回の委嘱については異論ありません。
- 文化財課長（小山内一仁） 前回の更新のときにも同様のご指摘がありましたので、今回の委嘱にあたって、附属機関担当する人事課とか法務指導監にも相談を入れていました。役所以外の方で、例えば特別な事情があって、一身上の都合で退任されるというケースはなくはないだろうということと、役所の職員の場合は一身上の都合はありえないだろうということで、ここはちょっと更新する時期が来るまで、動かさないだろうという意見をいただきまして、実際に審議会を進めるにあたって、この審議会が立ち上がった当初、地元からの要望で入れたという経緯もございましたので、その辺のところも踏まえながら、今この再任でというのは、なかなかちょっと今難しいというお話でしたので、次回の更新の時に本当に必要なかというところを含めてですね、逆に部長方に委員として入ってもらうよりは、担当者レベルが実際に案件によって、必要であれば事務局側という立場で、審議会に参加してもらう形がいいのではないかという意見も、人事課のほうで示していましたので、次回の更新の時にはちょっとそこを考えて更新したいなと思っています。
- 5番（日景弥生委員） ご説明ありがとうございました、それについては理解しました。それでも一回、やっぱりそれも含めて、結果的にそうなったとしても、意見交換という場があってもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。また、別の意見なのですが、もしそのチャンスがあるならば、任期の定めが1期2年とありますが、ある意味終身みたいな感じなのです。結構長い方も散見されるので、例えばマックス10年とかですね、なんかそういうのがあってもいいのかなと思うのです。たぶんなかなかこういう地域の人たちで、こういうことに関心がある方が少ないということがあって同じ方が何度も、というのが背景にあるのかもしれませんが、やっぱりそれについても再考する必要があるように私は思います。いかがでしょうか。
- 文化財課長（小山内一仁） 昨年度の委員の更新の時に、実はその話は市長からもありまして、だいぶ高齢化していきっているということもあって、次の時には考えないとだめだなという意見がありました。実際に今回入っていただいた町会長さんは50代ですけども、これでもかなり若いほうなので、さらにこれ以上若い人というのは実は地区の中になかなかちょっと見当たらないっていうところもありまして、これ実は、この伝建地区を維持していくための課題でもあります。若い人たちが少ないというのは、今後ここで生活していける人がいなくなるのではないかということも懸念されますので、この辺は今後のことを考えてぜひ若い人を探していきたいなと我々も考えて

いるところです。以上です。

○5番（日景弥生委員） それに関わることなのですが、この審議委員会は保存だけではなくて今後は活用という視点を入れるということでしたので、必ずしも若い方だけではなくて、ある程度ご高齢の方がいらしても私は問題ないと思っています。いろいろな方たちが、弘前市にある貴重な建物等をどうやって保存活用していくかというようなことに自分の意見を持っていたり、委員会で審議されたときにきちんとお考えを言えるような方であれば、年齢は特に問わないかなと。もちろんある年齢に偏ってしまうのはまずいとは思いますが、でも基本的なのはむしろお考えを持っていることではないかなと思うんですね。あまり長くなってくると、ある程度固まってきてしまうことがあるように思うので、いろいろな視点からお考えを聞くのであれば、そんなに若くというのはどういうものかなと思ったわけです。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は可決されました。

・議案第13号

○教育長（吉田 健） 議案第13号 弘前市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 議案第13号 弘前市指定文化財の指定について、ご説明申し上げます。

提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき、同項第1号に規定する弘前市指定文化財に指定しようとするものです。今回指定しようとするのは、大字西茂森二丁目の建造物、普門院本堂1棟、及び大字坂元に所在の絵画、絹本墨画淡彩返魂香之図附箱・「游魂図説」の2点です。参考資料等をご覧いただきながら、この文化財指定の経緯についてご説明します。

（以下、資料により説明）

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第13号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたし

ました。これもちまして、令和3年第6回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時35分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 村 谷 要

署名者 日 景 弥 生